

# 第四計画期間に向けた トップレベル事業所認定制度の検討

---

第2回 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会  
令和4年12月15日（木曜日）16：30～19：30  
オンライン会議

## 改正の検討予定

	削減義務実施に向けた専門的事項等検討会		トップレベル事業所の認定制度に係る検討会	
	回	議論の内容	回	議論の内容
1. 「優れた取組を進める事業所」の目標像	1～	・目指すべき目標像	1～	・目指すべき目標像
2. 事業所の認定区分・認定方法	2～	・事業所の認定区分等 【報告】	1～	・事業所の認定区分・ルート ・各認定区分に求める水準
			2～	・建築物環境計画書制度との連携
3. 評価項目の構成	2～	・評価項目の全体構成等 【報告】	1～	・評価項目の全体構成 ・評価項目大分類の点数割合
4. 具体的な評価項目	3～	・評価項目 【報告】	2～	・既存項目の改廃、求める水準の変更 ・新規項目の追加（再エネ、ウェルネス等）
5. 省エネ・再エネの取組の促進	2～	・公表・表彰の考え方	2～	・事務負担軽減の考え方
	3～	・削減義務率の減少の考え方 等	3～	・削減義務率の減少の考え方等 【報告】

- 1 これまでの検討会を踏まえた内容の再提示
- 2 具体的な評価項目
- 3 建築物環境計画書と連携した認定の方法
- 4 認定申請等における事務手続の負担軽減

- 1 これまでの検討会を踏まえた内容の再提示
- 2 具体的な評価項目
- 3 建築物環境計画書と連携した認定の方法
- 4 認定申請等における事務手続の負担軽減

# 1 これまでの検討会を踏まえた内容の再提示

## (1) 今後の制度の考え方と新たな目標像

### 【今後のトップレベル事業所認定制度の考え方】

#### ◆ これまでの考え方（制度創設時）

- 日本の優れた省エネルギー技術をトップレベルの認定要件に位置付け、対象事業所の到達すべき目標として提示し、トップレベル事業所への誘導を推進



#### ◆ 今後の新たな「優れた取組を進める事業所」認定の考え方

- 2050年のゼロエミッション化実現に向け、省エネに加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進



### 【「優れた取組を進める事業所」の目標像】

事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所

# 1 これまでの検討会を踏まえた内容の再提示

## (2) 新たな認定区分の考え方

### 【新たな「優れた取組を進める事業所」の認定区分・要件（案）】

認定区分	(仮称) トップレベル A (現在の準トップレベル事業所相当)	(仮称) トップレベル AA (現在のトップレベル事業所相当)	(仮称) トップレベル AAA (前回検討会のトップレベル事業所(ゼロエミ型))
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	更なる省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	事業所でのゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネの取組 + 更に進んだ環境配慮等を推進
認定水準	満点の7割程度	満点の8割程度	満点の9割程度
必須項目※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進体制等の一般管理事項(評価項目Ⅰ 約15項目(区分Ⅰの場合))</li> <li>・高効率省エネ機器の導入 (評価項目Ⅱ 約20項目(区分Ⅰの場合))</li> <li>・高効率機器の運用対策の実施 (評価項目Ⅲ 約15項目(区分Ⅰの場合))</li> <li>・ZEB化へのロードマップの策定 ・ゼロエミッション化へのロードマップの策定 ・CO<sub>2</sub>排出削減率等の実績 等を検討</li> </ul>		
緩和措置	竣工年等による配慮等、詳細は今後検討		

※トップレベル事業所AAAは全ての必須項目において不合格要件の該当を0とし、トップレベル事業所A及びAAの竣工年等による不合格要件数等の詳細は今後検討

※各認定水準を満たせば、初回からそれぞれの認定区分での認定を可能とする

- 1 これまでの検討会を踏まえた内容の再提示
- 2 具体的な評価項目
- 3 建築物環境計画書と連携した認定の方法
- 4 認定申請等における事務手続の負担軽減

## 2 具体的な評価項目

### (1) 第4計画期間の評価項目の考え方

新たな評価表構成に沿って、既存評価項目の見直し及び新設評価区分の項目設定を以下の考え方に基づき実施

#### ◆ 既存評価項目の見直し

- 現状のトップレベル事業所の得点状況を踏まえ、一般的となった設備の評価項目を廃止。但し、ほとんどの事業所が得点していても、廃止することで取り組まなくなることを避けた方が良い項目は廃止しない⇒方針 ①
- メーカーヒアリングやカタログ調査等による最新技術の動向を踏まえ、項目追加・基準を見直し⇒方針 ②
- これまでの事業所の現場確認においてあまり実施されていなかったが、省エネに寄与する運用対策を追加⇒方針 ③

#### ◆ 新設区分の項目設定

- 事業所の積極的な取組を促すため、現在の省エネの取組水準は維持しながら、再エネ利用及びゼロエミッション化や更に進んだ取組を評価する項目を追加⇒方針 ④

既存評価項目			新規評価項目	
I 一般管理事項	II 建物及び設備性能に関する事項	III 事業所及び設備の運用に関する事項	IV 再エネ利用に関する事項	V ゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項
1. CO2削減推進体制の整備 2. 図面、管理標準等の整備 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録 4. エネルギー消費量・CO2排出量の管理 5. 保守・点検の管理	1. 自然エネルギーの利用 2. 建物外皮の省エネルギー性能 3. 設備・制御系の省エネルギー性能	1. 運用管理 2. 保守管理	1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用 2. オフサイトにおける再生可能エネルギーの利用 3. 電気受給契約等による再生可能エネルギーの利用 4. 電気需要の最適化	1. CO2排出・エネルギー消費等の削減状況 2. 気候変動適応策 3. その他の環境配慮の取組



## 2 具体的な評価項目

### (2) 廃止する評価項目案

1 これまでのトップレベル認定事業所の得点が高く、市場に十分に普及している機器等に関する以下の評価項目は廃止。

変更内容	適用区分	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容
廃止	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3c.6 1d.2	力率改善制御システムの導入	力率改善制御システムが導入されているか。
	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3d.3 2c.2	省エネ型便座又は洗浄便座のスケジュール制御の導入	省エネ型便座又は洗浄便座の夜間電源停止等のスケジュール制御が、主たる便所の洗浄便座数に対して、どの程度の割合で導入されているか。
	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3d.5 2c.4	便所への擬音装置の導入	便所に擬音装置が、主たる便所の大便秘器数に対して、どの程度の割合で導入されているか。
	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3f.1 2e.1	グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入	グリーン購入法適合商品のオフィス機器が、オフィス機器全台数に対して、どの程度の割合で導入されているか。
	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3f.2 2e.2	省エネ型自動販売機又は自動販売機のスケジュール制御の導入	省エネ型自動販売機又は自動販売機のスケジュール制御が、自動販売機全台数に対して、どの程度の割合で導入されているか。

※Ⅰ一般管理事項、Ⅲ事業所及び設備の運用に関する事項でもほとんどの事業所で取り組まれている項目があるが、評価項目を廃止することで取組を実施しなくなる事業所が発生することを防止するため、廃止しない。

## 2 具体的な評価項目

### (3) 技術動向を踏まえた評価項目の追加案

2

省エネルギー技術の進展に伴って新たに挙げられた省エネ対策や、導入事例が増加傾向にある省エネ対策を、新規追加項目や既存項目内の評価の選択肢として以下のとおり追加

変更内容	適用区分	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容	変更理由		
項目追加	区分Ⅰ	3b.37	厨房の排熱回収システムの導入	厨房の排気から熱回収を行い、厨房用外調機の予熱に利用するシステムが導入されているか。	厨房排気から熱回収を行い、厨房外調機の予熱に利用するシステムが導入されている事業所が今後予見されるため、それを評価する項目を追加		
選択肢追加	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3b.1 2a.3	高効率空調機の導入	高効率空調機が、空調機ファン総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。	高効率なファンとしてECファンの採用が見られるため、Ⅱ 3b.1高効率空調機の導入、Ⅱ 3b.3高効率ファンの導入の選択肢にECファンを追加		
				ダブルプラグファン		プラグファン	モータ直結形ファン
				永久磁石(IPM)モータ		プレミアム効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ
			楕円管熱交換器				
	区分Ⅰ 区分Ⅱ	3b.3 2a.4	高効率ファンの導入	高効率ファンが、ファン（空調機内に設置されているものを除く。）総電動機出力に対して、どの程度の割合で導入されているか。			
				モータ直結形ファン		永久磁石(IPM)モータ	プレミアム効率 (IE3) モータ
				高効率 (IE2) モータ			

## 2 具体的な評価項目

### (4) 技術動向を踏まえた評価基準の変更案

2 照明器具、熱源機器やコージェネレーションシステム等の主要な設備で効率が向上しているものに、新たな基準を設定

#### 【高効率照明器具の導入における基準変更】

器具効率の向上(LED化)及びJISの照度基準を基に、評価基準を以下のように変更してはどうか。

最高基準(評価項目の満点水準)：建築物省エネ法の基準(適合義務あり)を、JISの下限照度及び高効率LED器具による効率化で実現可能な水準に低減させた場合の消費電力

最低基準(評価項目の0点水準)：建築物省エネ法の基準を、Hf照明を用いてJISの上限照度に設定した場合の消費電力

#### 基準算出の例 (事務室用途の最高基準)

- 建築物省エネ法における基準設定消費電力 : 16.3 [W/m<sup>2</sup>]
- 建築物省エネ法における基準照度 : 750 [lx]
- (いずれも事務室用途、Hf照明)
- JISにおける下限照度基準 : 500 [lx]
- Hf照明とLEDの器具効率比 (カタログ値等より) : 0.6

⇒16.3 [W/m<sup>2</sup>] × 500/750 [lx] × 0.6 = 6.52 → 6 [W/m<sup>2</sup>] と設定

#### 評価基準抜粋 [W/m<sup>2</sup>]

室用途	現基準		変更案	
	最高	最低	最高	最低
エントランスホール	12	26	5	18
廊下	7	14	2	6
倉庫	4	10	1	4
駐車場	2	6	1	4
事務室	10	25	6	22
会議室	10	25	4	17
電算室	10	25	4	17

※高効率照明器具の他、熱源機器の設置年度に関する緩和措置の5年(計画期間相当)移行、コージェネレーションシステムの製品群変更に伴う基準変更等を検討

## 2 具体的な評価項目

### (5) 省エネに寄与する評価項目の追加案

3 各種制御において、竣工直後の初期設定値が見直されず省エネになっていないケースが見られるため、制御設定値の調整に関する評価項目を追加

変更内容	適用区分	No. 上段区分Ⅰ 下段区分Ⅱ	評価項目	評価内容	変更理由
項目追加	区分Ⅰ 区分Ⅱ	1a.17 1b.12	空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値の調整	空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値が、どの程度の周波数に調整されているか。	圧力設定値が大きくインバータ周波数が高いまま運転されている等、省エネ効果が発揮されていないケースが見られるため、インバータ周波数の下限値設定の適正化に関する評価項目を追加
	区分Ⅰ 区分Ⅱ	1a.18 1b.13	再生可能エネルギー等利用システムのバックアップ運転の適正化	再生可能エネルギー等利用システムのバックアップ運転の適正化が実施されているか。	バックアップシステムが頻繁に運転し、再生可能エネルギーや未利用エネルギーが適切に利用されていないケースが見られるため、バックアップシステム運転の適正化に関する評価項目を追加
	区分Ⅰ	1b.19	変風量システムの制御設定値の調整	空調機変風量システムのVAVの最小風量設定値が、設計風量に対して、どの程度の割合に調整されているか。	変風量システムが採用されている空調機におけるVAVの最小風量設定値が大きく、省エネ効果が発揮されていないケースがあるため、VAVの最小風量設定値に関する評価項目を追加
	区分Ⅰ	1b.20	変風量システムのインバータ周波数下限値の調整	変風量システムの空調機ファンインバータ周波数下限値が、どの程度の周波数に調整されているか。	空調機ファンのインバータ周波数の設定値が下限値を目標に設定されておらず、省エネ効果が発揮されていないケースがあるため、空調機ファンインバータ周波数下限値の調整に関する評価項目を追加
	区分Ⅰ	1b.21	厨房外調機の換気モード切替制御の適正化	厨房外調機の換気モード切替制御の年間換気モード運転時間が、どの程度で運用されているか。	換気モード切替制御が採用されている厨房外調機について、換気モードでの運転ができる限り長期間実施されているかどうかを評価するため、換気モード運転時間に関する評価項目を追加

## 2 具体的な評価項目

### (6) 再エネ利用に関する事項の評価項目案

#### 4 従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定

変更内容	分類	No.	評価項目	評価内容
Ⅱ から移設	1.オンサイトの再生可能エネルギーの利用	1.1	太陽光発電システムの導入 <sup>※1</sup>	太陽光発電システムがどの程度導入されているか。
		1.2 加	再生可能エネルギーシステムの導入 <sup>※1,2</sup>	再生可能エネルギーを利用するシステムがどの程度導入されているか。
項目追加	2.オフサイトにおける再生可能エネルギーの利用	2.1	オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の設置	事業所の敷地外に、自己託送、オフサイトPPA等による事業所への電力供給を目的とした再生可能エネルギー発電設備が、どの程度設置されているか。
		2.2 加	オフサイトの良質な再生可能エネルギー発電設備の設置 <sup>※3</sup>	事業所の敷地外に、自己託送、オフサイトPPA等による事業所への電力供給を目的とした追加性等のある再生可能エネルギー発電設備がどの程度設置されているか。
	3.電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用	3.1	再生可能エネルギーによる電気の購入	再生可能エネルギーによる電気が、年間購入電力量に対して、どの程度の割合で購入されているか。
		3.2 加	良質な再生可能エネルギーによる電気の購入 <sup>※3</sup>	追加性等のある再生可能エネルギーによる電気が、年間購入電力量に対して、どの程度の割合で購入されているか。
	4.電気需要の最適化	4.1	デマンドレスポンスに対応した設備の導入	デマンドレスポンスに対応した蓄電システムや蓄熱システム等が導入、運用されているか。
		4.2 加	小売電気事業者等とのデマンドレスポンス契約	小売電気事業者等とインセンティブ型のデマンドレスポンス契約を締結し、需給調整を実施しているか。
		4.3	駐車場のZEV充電設備の整備	駐車場においてZEV充電設備がどの程度整備されているか。

※1:設備容量の基準については今後検討 ※2:再生可能エネルギー…太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、水力、地熱、地中熱等 ※3:詳細は今後検討

## 2 具体的な評価項目

### (7) ゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項の評価項目案①

4

ZEB・ゼロエミッション化のロードマップ策定や、一次エネルギー消費量・CO<sub>2</sub>排出量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や、事業所に留まらない進んだ取組に関する評価項目を設定

変更内容	分類	No.	評価項目	評価内容
I から 移設  項目 追加	1. CO2 排出・エ ネルギー 消費等 の削減 状況	1.1 必	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化へのロードマップの策定	事業所内での取組の他、オフサイトの再生可能エネルギーソースも含めたZEB 化へのロードマップが策定されているか。
		1.2 必	ゼロエミッション化へのロードマップの策定	事業所内での取組の他、オフサイトの再生可能エネルギーソースも含めた事業所のゼロエミッション化へのロードマップが策定されているか。
		1.3	CO <sub>2</sub> 排出量の削減実績 <sup>※</sup>	CO <sub>2</sub> 排出量実績が、基準排出量に対して、どの程度削減されているか。
		1.4	一次エネルギー消費量の削減実績 <sup>※</sup>	一次エネルギー消費量実績が、基準となる一次エネルギー消費量に対して、どの程度削減されているか。
		1.5	再生可能エネルギーによる電気の利用割合 <sup>※</sup>	再生可能エネルギーによる電気が、電力使用量に対して、どの程度の割合で利用されているか。
		1.6	温室効果ガス排出量の削減実績	温室効果ガス（CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、HFCs、PFCs、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> ）の排出量が制度対象となった時点に対してどの程度削減されているか。
	2. 気候 変動適 応策	2.1 加	気候変動適応策の実施	気候変動適応策の取組として、どの程度実施されているか。（止水板の設置、災害用排水槽の確保、BCP対応マニュアルの整備等を評価）

※詳細は今後検討



## 2 具体的な評価項目

### (8) ゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項の評価項目案②

4

変更内容	分類	No.	評価項目	評価内容
項目追加	3. その他の環境配慮の取組	3.1 加	建設・更新等におけるCO <sub>2</sub> 排出量の算出	建設・更新等に伴い排出されるCO <sub>2</sub> 排出量が算出されているか。
		3.2 加	エコマテリアル（リサイクル材、木材等）の利用	建設・更新等におけるエコマテリアル（リサイクル材、木材等）が、一定以上利用されているか。
		3.3 加	テナント工事のCO <sub>2</sub> 排出量を低減させる貸方基準等の整備	省資源化や廃棄物の削減等、テナント工事のCO <sub>2</sub> 排出量を低減させる貸方基準等が整備されているか。
		3.4 加	ウェルネスに関する認証の取得	ウェルネスに関する環境ラベリング認証が取得されているか。

- 1 これまでの検討会を踏まえた内容の再提示
- 2 具体的な評価項目
- 3 建築物環境計画書と連携した認定の方法
- 4 認定申請等における事務手続の負担軽減



### 3 建築物環境計画書と連携した認定の方法

#### (1) 建築物環境計画書との連携に係る考え方

#### ◆ 建築物環境計画書制度と連携したトップレベル事業所認定の考え方

- 新築建物の設計段階で高い評価を得た建物については、建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設。  
トップレベル事業所認定を通じて、運用時も含めて高いレベルで省エネ・再エネに取り組む事業所を増やす
- 連携は、以下の考え方に基づき実施
  - ①早期に政策効果を発現させるため、第四計画期間から連携を実施。そのため、建築物環境計画書の記載内容は、2017年度以降のものを対象とする
  - ②トップレベル事業所認定基準のうち、「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」の評価に建築物環境計画書の評価を活用。  
その他の、運用等の評価項目は認定基準に沿った審査を行う
  - ③優れた取組の程度を担保するため、建築物環境計画書でERRの最高評価（2023年度様式の段階3相当。事務所用途でERR40以上を想定）の事業所のみを対象とする。また、建築物省エネ法において、一部の基準の適合で適合判定が可能な用途（工場や情報通信、物流等）については、対象外とする。
  - ④年数とともに改修が行われて建築初期の性能が変化するため、事業所の竣工後5年以内、かつ最初の認定申請時のみ、連携を可能とする（2度目の申請時は他の事業所と同様の審査を実施）
  - ⑤既存事業所において、一部の建物が追加で建設された場合等の連携の条件については、今後検討（連携の面積規模要件の設定等）

### 3 建築物環境計画書と連携した認定の方法

#### (2) 具体的な連携の方法と得点の換算方法

- 建築物の外皮性能と設備性能について、建築物環境計画書の評価結果を以下の方法で活用してはどうか？

#### 【事業所評価に活用する評価項目】

- 外皮性能についてはPAL\*低減率 (BPI) を活用
- 設備性能についてはERR (BEI) の値について一定の得点換算を実施。但し、ERR (BEI) で評価対象に含まれていない未評価技術※は、トップレベル事業所の省エネ性能確保の観点から具備すべき技術と考えられるため、別途評価し、得点換算
- トップレベル事業所の評価項目における不合格要件は、これまでの認定事業所評価においてⅡの項目では見られていないため、建築物環境計画書と連携した評価の場合は無しとみなす

※未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術

#### 【得点換算の考え方】

- PAL\*低減率 (BPI) はトップレベル認定基準に基づき得点を算出する。
- ERR (BEI) は、建築物環境計画書の値を用いて得点に換算。この場合、オンサイトの再エネによる影響が含まれていること、評価項目数が通常認定時(全評価項目を評価)より簡素化されていることから、通常認定時より高い得点にならないよう調整
- 未評価技術はトップレベル認定基準に基づき得点を算出する。

※PAL\*、ERRの値については、建築物環境計画書の公表情報で値を確認(検証)する方向で検討

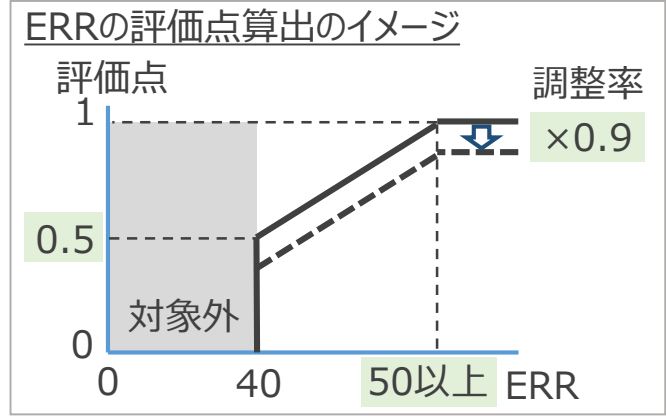
### 3 建築物環境計画書と連携した認定の方法

#### (3) 得点換算のイメージ

##### 【各項目の満点の考え方】

- 最高得点は、Ⅱの基礎得点(必須項目、一般項目の計)の満点(現トップレベル認定基準では60点)を基に決定(加点項目の積上げは無し)
- PAL\*低減率、ERR、未評価技術の評価結果を、評価対象事業所の各値や取組の程度に応じ得点換算。各項目の満点は、現在のトップレベル認定基準の各項目に対応する評価項目の配点比率に基づき、5 : 85 : 10とする。

算出方法	PAL*低減率	ERR	未評価技術
評価方法 (評価点算出方法)	現トップレベル評価項目(Ⅱ 2.1高性能な建物外皮の導入)の基準と同様に、PAL*低減率4%で評価点0点、24%で評価点1点とする。	連携可能なERR(事務用途の場合40想定)で0.5点、ZEB ReadyとなるERR50以上で1点とし、現トップレベル評価項目との直接対応がないため調整率を掛ける。	現トップレベル評価項目(合計13項目)の基準と同様の評価方法とする。
得点算出方法	評価点×Ⅱの満点×配点比率	評価点×Ⅱの満点×配点比率×調整率 ※ERRはトップレベル評価項目と直接対応していないため、調整率として0.9(最高位の認定区分相当)を掛ける	$\Sigma(\text{各トップレベル評価項目の評価点} \times \text{各トップレベル評価項目の重み係数}) \times \text{Ⅱの満点} \times \text{配点比率}$  ※各トップレベル評価項目の重み係数は現在のトップレベル事業所の認定基準の重み係数で設定することを検討。
算出例：評価点1点、Ⅱ満点60点の場合	$1 \times 60 \times 0.05 = 3$ 点	$1 \times 60 \times 0.85 \times 0.9 = 45.9$ 点	$1 \times 60 \times 0.1 = 6$ 点



- 1 これまでの検討会を踏まえた内容の再提示
- 2 具体的な評価項目
- 3 建築物環境計画書と連携した認定の方法
- 4 認定申請等における事務手続の負担軽減

## 4 認定申請等における事務手続の負担軽減

### (1) トップレベル事業所等の認定手続の現状

#### ◆ トップレベル事業所等の認定までの手続

- 認定を希望する事業所が評価項目(210項目(区分I))に沿って自己評価を行い、第三者検証を経て都へ申請
  - 都は、第三者検証の内容を踏まえて申請内容を改めて審査し、専門家による意見聴取を経て認定を行う
- ➡ **検証機関による検証、都による確認、専門家のチェック等、複数段階の厳格な審査により認定の質を担保**

#### トップレベル事業所認定の流れ (標準的な場合)



## 4 認定申請等における事務手続の負担軽減

### (2) 事業所からの意見と対応の考え方

#### 【事業所からの負担軽減に対する意見】

- 評価項目数が多く、書類作成に手間がかかる
- 過去に認定を受けた時から変更が無い部分について、検証対象とする必要性は低いのではないか
- 認定後毎年行う基準適合状況報告について、小規模改修等の設備変更をどの程度反映させる必要があるのか

#### 【実際の認定審査時に起きた評価上の課題】

- 認定ガイドラインの理解不足や不適切な解釈が見られる
- 根拠書類が準備されていない
- 事業所が把握できていない設備等が調書に記入されていない
- 評価書・調書に誤りが見受けられる

審査時の課題に対して

- 認定ガイドラインの解説や説明会資料のさらなる充実は、都として継続して実施
- 制度開始当初に比べ、現在は認定ガイドラインへの理解も深まり、事業所の自己評価や検証の誤りは減少傾向

認定に一定の信頼性を確保しながら、手続の内容に応じて評価・検証の簡素化を検討



## 4 認定申請等における事務手続の負担軽減

### (3) 認定申請時等の負担軽減策

認定申請の信頼性と負担軽減を両立するため、以下の考え方で認定審査の各段階ごとに負担軽減策を検討

- ① 事業所の事務作業の負荷が高い一方、得点への影響が小さいものについては、手法を工夫
- ② 現地での検証作業については、一定の質を確保しながら手法を工夫

但し、審査簡素化に向け手法を工夫した際に、更なる確認が必要と判断される事象が生じた場合は、従来通りの検証を行う等柔軟に対応するものとする

**新規** …新規認定申請事業所

**継続** …継続認定申請事業所

#### Step1 事業所による取組状況の自己評価

- 新規** **継続** • 設置台数が多く調書の作成負荷が高いが、得点影響が小さい機器について、記入負担を軽減（例：FCU等）

#### Step2 第三者検証（検証機関による審査）

- 新規** **継続** • 現地調査前に根拠書類を提出して事前に検証できる場合は、現地での根拠書類確認の簡素化を可能とする
- 新規** **継続** • 現地調査での各評価項目の根拠書類との突合確認は、抜き打ちのサンプリング実施を可能とする※1
- 新規** **継続** • 現地調査における現地での設備の実物等の確認は、根拠書類によって十分に検証可能な場合は省略を可能とする
- 継続** • 過去に提出された評価書と比較し、取組状況に変化のある評価項目を中心に検証対象とする※2

#### Step3 都による審査 ⇒ 変更なし

#### Step4 認定水準への適合状況の報告

- 新規** **継続** • 評価項目Ⅱの自己評価について、軽微な改修（例：照明を1個変更した等）の場合は、評価書・調書への反映を任意とする

※1:機器の仕様を記入する調書の確認については、既にサンプリング検証を実施している

※2:変化状況の確認方法等の詳細については別途検討